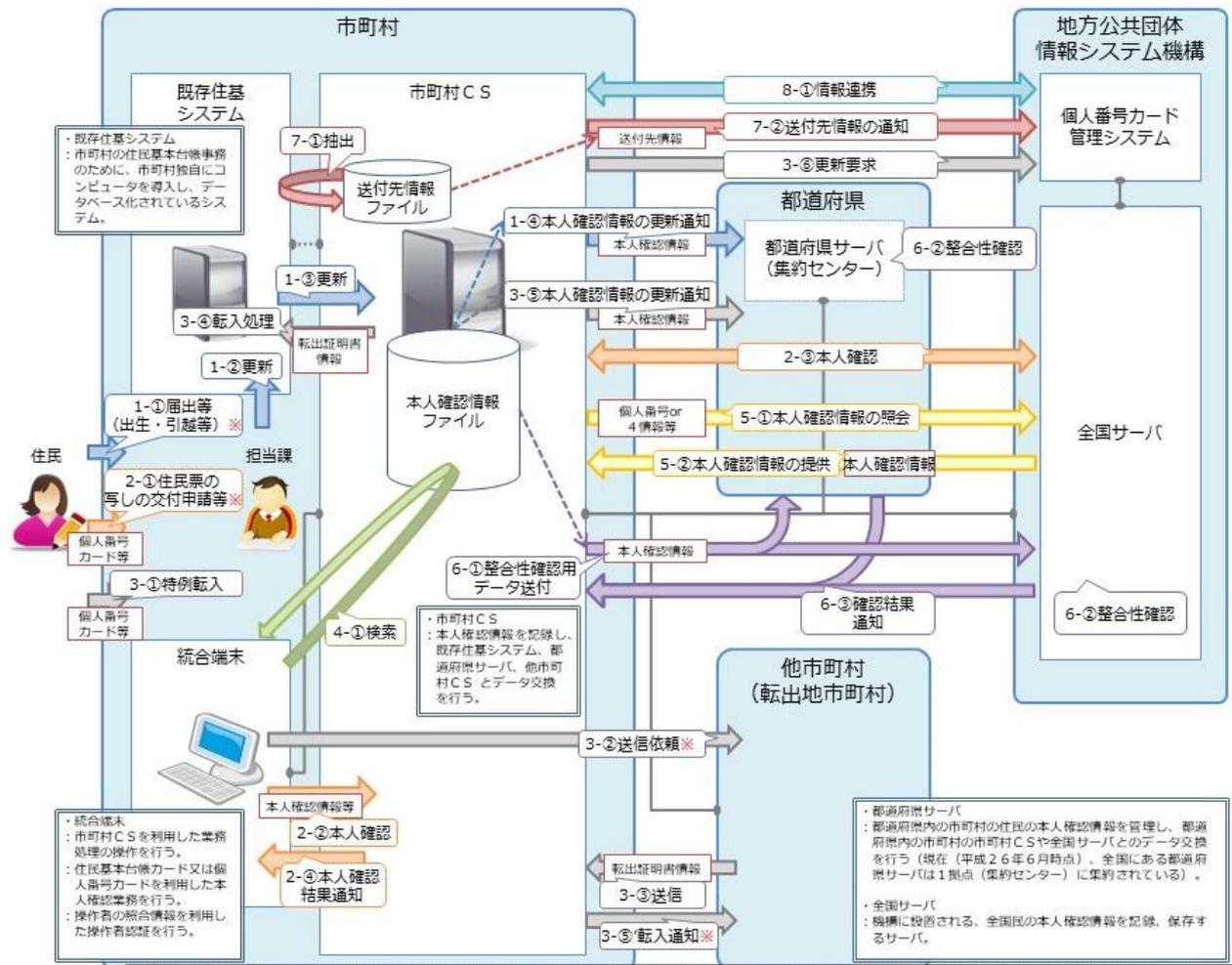


(別添1) 事務の内容

「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



※個人番号カードに係る事務(個人番号通知書/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-②市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバーに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②、③統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバーに対して本人確認を行う。
- 2-④全国サーバーより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
- 3-③市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバーへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバー、他都道府県の場合は全国サーバーに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①市町村CSより、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバー及び住基全国サーバーにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③都道府県サーバー及び全国サーバーより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

(別紙1) 移転先および移転先における用途

No.	移転先	移転先における用途(主なもの)	番号法別表項番等
1	市民税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	24
2	資産税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	24
3	収税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	24
4	国民健康保険課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	44
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	85
5	医療助成年金課	国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	46
		年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	128
6	高齢者支援課	老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	61
7	生活福祉課	生活保護法(昭和三十五年法律第四百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	23
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	95
8	障がい者支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	9
		身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	11
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	20
		知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	51
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	67
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	117

No.	移転先	移転先における用途(主なもの)	番号法別表項番等
9	介護保険課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	100
10	地域医療課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	14
11	市民健康課	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	111
12	家庭支援課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	10
		児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	56
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	63
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	65
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	66
		児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	81
13	育児保健課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	14
		母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	70
14	幼児保育課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	9
		子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	127
15	住宅政策課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	27
		住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	52
16	地域福祉課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	135

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民基本台帳ファイル-2

113	公的個人認証廃止日	172	氏名漢字
114	公的個人認証発行日	173	氏名区分
115	公的個人認証有効期限	174	氏名分類コード
116	更新コンピュータ名	175	事由発生年月日
117	更新システム日時	176	児童手当の有無フラグ
118	更新ユーザID	177	自治会コード
119	更新業務日時	178	自治会名称
120	行政区コード	179	自治体コード
121	行政区名称	180	実施日
122	項番	181	実定地の消除表示
123	国籍コード	182	実定地住所
124	国籍名	183	実定地住所地番方書
125	国籍名の消除表示	184	実定地世帯主の消除表示
126	国年取得日欄文字列	185	実定地世帯主氏名漢字
127	国年喪失日欄文字列	186	実定地地番
128	国保資格区分	187	実定地方書付
129	国保資格有無名称	188	実定地方書漢字
130	国保取得日欄文字列	189	実定地郵便番号
131	国保喪失日欄文字列	190	実定日
132	国保退職区分コード	191	実定日の消除表示
133	国民年金記号番号	192	受給者番号
134	国民年金種別	193	受信処理番号
135	国民年金番号	194	受信処理番号枝番
136	再転入コード	195	受付番号
137	最終ページ	196	修正履歴番号
138	最終住居地フラグ	197	終了処理番号
139	在留カード等番号	198	住基カード有無名称
140	在留カード等番号の消除表示	199	住記異動事由コード
141	在留カード等番号区分	200	住記異動事由詳細事項
142	在留カード等番号区分名称	201	住記異動事由名称
143	在留期間コード月	202	住記区分名称
144	在留期間コード日	203	住記事由名称
145	在留期間コード年	204	住記住定事由コード
146	在留期間終日	205	住記住定事由名称
147	在留期間終日の消除表示	206	住居地
148	在留期間住基ネット名称月	207	住居地補正コード
149	在留期間住基ネット名称日	208	住所の消除表示
150	在留期間住基ネット名称年	209	住所地番方書
151	在留期間満了日欄文字列	210	住所地番方書長
152	在留期間名称	211	住所変更前行政区コード
153	在留期間名称の消除表示	212	住所変更前行政区名称
154	在留期間名称月	213	住所変更前自治会コード
155	在留期間名称日	214	住所変更前自治会名称
156	在留期間名称年	215	住所変更前住所
157	在留資格コード	216	住所変更前住所コード
158	在留資格期間	217	住所変更前小学校区コード
159	在留資格期間コード	218	住所変更前小学校区名称
160	在留資格名称	219	住所変更前世帯主漢字
161	在留資格名称の消除表示	220	住所変更前地番
162	削除市町村コード	221	住所変更前中学校区コード
163	削除市町村名	222	住所変更前中学校区名称
164	削除年月日	223	住所変更前町内会コード
165	削除不可フラグ	224	住所変更前町内会名称
166	使用フラグ	225	住所変更前投票区コード
167	児童手当資格有無名称	226	住所変更前投票区名称
168	市町村コード	227	住所変更前特定施設コード
169	氏名の消除表示	228	住所変更前方書付
170	氏名付	229	住所変更前方書漢字
171	氏名付長	230	住所変更前郵便番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民基本台帳ファイル-3

231	住定届出日	290	申請期間終了日
232	住定届出日欄文字列	291	申請日
233	住定日	292	世帯主氏名ｶﾀ
234	住定日の消除表示	293	世帯主氏名漢字
235	住民区分	294	世帯主併記氏名ｶﾀ
236	住民区分名称	295	世帯主併記氏名漢字
237	住民事由ｺｰﾄﾞ	296	世帯主の消除表示
238	住民事由名称	297	世帯番号
239	住民届出日	298	姓ｶﾀ
240	住民日	299	性別名称の消除表示
241	住民日の消除表示	300	性別ｺｰﾄﾞ
242	住民日不詳ﾌﾗｸﾞ	301	性別変更ﾌﾗｸﾞ
243	住民日不詳文字	302	性別名称
244	住民日欄文字列	303	生年月日
245	住民票ｺｰﾄﾞ	304	生年月日の消除表示
246	住民票ｺｰﾄﾞの消除表示	305	生年月日ｺｰﾄﾞ
247	従前の国籍ｺｰﾄﾞ	306	生年月日不詳ｺｰﾄﾞ
248	従前の在留ｶｰﾄﾞ等番号	307	生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ
249	従前の在留資格期間	308	生年月日不詳文字
250	従前の在留資格期間ｺｰﾄﾞ	309	生年月日変更ﾌﾗｸﾞ
251	従前の氏名分類ｺｰﾄﾞ	310	前回在留期間終了日
252	従前の性別ｺｰﾄﾞ	311	前住所
253	従前の生年月日	312	前住所の消除表示
254	従前の中長期在留者ｺｰﾄﾞ	313	前住所ｺｰﾄﾞ
255	従前の中長期在留者ｺｰﾄﾞ名称	314	前住所世帯主氏名漢字
256	従前の法務省国籍名	315	前住所地番
257	従前の法務省氏名ｱﾙﾌﾞﾞﾞｯﾄ	316	前住所地番方書
258	従前の法務省氏名漢字	317	前住所方書ｶﾀ
259	従前の法務省性別名称	318	前住所方書漢字
260	処理ID	319	前住所郵便番号
261	処理済みﾌﾗｸﾞ	320	送付先住所
262	処理通番	321	送付先住所ｺｰﾄﾞ
263	処理日	322	送付先住所地番
264	処理日欄文字列	323	送付先住所方書
265	処理番号	324	送付先郵便番号
266	初期登録業務日時	325	送付先様方氏名漢字
267	小学校区ｺｰﾄﾞ	326	続柄の消除表示
268	小学校区名称	327	続柄ｺｰﾄﾞ
269	消除ｺｰﾄﾞ	328	代表者氏名漢字
270	消除事由ｺｰﾄﾞ	329	代表者役職名
271	消除事由文字列	330	第30条45規定区分
272	消除事由名称	331	第30条45規定区分名称の消除表示
273	消除届出日	332	第30条45規定区分名称
274	消除日	333	端末識別番号
275	消除日不詳ｺｰﾄﾞ	334	中学校区ｺｰﾄﾞ
276	消除日不詳ﾌﾗｸﾞ	335	中学校区名称
277	消除日不詳文字	336	中長期在留者ｺｰﾄﾞ
278	消除日欄文字列	337	中長期在留者ｺｰﾄﾞ名称
279	照会様式番号	338	帳票ｺｰﾄﾞ
280	証明書注意	339	町内会ｺｰﾄﾞ
281	詳細ID	340	町内会名称
282	状態ﾌﾗｸﾞ	341	通称氏名の消除表示
283	新規付番ﾌﾗｸﾞ	342	通称氏名ｶﾀ
284	新行政区ｺｰﾄﾞ	343	通称氏名漢字
285	新行政区名称	344	通称名履歴枝番
286	新世帯主氏名漢字	345	通称履歴削除市町村ｺｰﾄﾞ
287	新世帯主併記氏名漢字	346	通称履歴削除年月日
288	新世帯番号	347	通称履歴通称
289	申請期間開始日	348	通称履歴登録市町村ｺｰﾄﾞ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民基本台帳ファイルー4

349	通称履歴登録年月日	407	保険証番号
350	通知書発行フラグ	408	法務省異動事由
351	通知書発行履歴フラグ	409	法務省異動事由コード
352	通知日	410	法務省国籍名
353	通知日の消除表示	411	法務省氏名フリガナ
354	通番処理番号	412	法務省氏名漢字
355	転出ヘル	413	法務省自治体コード
356	転出先の消除表示	414	法務省処理年月日
357	転出先住所地方番	415	法務省性別名称
358	転出届出年月日	416	法務省通知ファイル名
359	転出予定先住所	417	法務省備考
360	転出予定先世帯主の消除表示	418	本人確認コード
361	転出予定先世帯主漢字	419	本人確認対象コード
362	転出予定先地番	420	本人確認方法在留カードフラグ
363	転出予定先方番付	421	本人確認方法住基カードフラグ
364	転出予定先方番漢字	422	本人確認方法免許フラグ
365	転出予定先郵便番号	423	本人確認方法旅券フラグ
366	転出予定届出日	424	本籍の消除表示
367	転出予定日	425	本籍市町村コード
368	転出予定年月日	426	本籍住基ネット住所
369	転入前住所	427	本籍住所
370	転入前住所コード	428	本籍住所コード
371	転入前住所世帯主漢字	429	本籍住所地番
372	転入前住所地番	430	本籍地番
373	転入前住所方番付	431	本籍郵便番号
374	転入前住所方番漢字	432	抹消前異動事由コード
375	転入前住所郵便番号	433	未決裁修正フラグ
376	転入届出年月日	434	未届期間開始日
377	転入年月日	435	未届期間終了日
378	投票区コード	436	未届住所
379	投票区名称	437	未届住所コード
380	特定施設コード	438	未届住所世帯主漢字
381	特別永住者証明書異動事由コード	439	未届住所世帯主通称氏名漢字
382	届出人氏名漢字	440	未届住所世帯主併記氏名漢字
383	住定届出日の消除表示	441	未届住所地番
384	届出年月日	442	未届住所方番付
385	入管法異動事由コード	443	未届住所方番漢字
386	年金資格有無名称	444	未届住所方番非表示フラグ
387	廃印年月日欄文字列	445	未届住所郵便番号
388	発行ID	446	未届地連番
389	発行日	447	有効期限
390	発行番号	448	転出予定日の消除表示
391	被保険者資格年月日欄文字列	449	転出予定届出日の消除表示
392	備考	450	抑止フラグ
393	備考年月日	451	抑止動作区分
394	備考の消除表示	452	履歴番号
395	備考メッセージ	453	住定事由の消除表示
396	備考日付欄文字列	454	連携テータ区分
397	筆頭者氏名漢字	455	連携処理状態コード
398	併記氏名付	456	国保記号番号
399	併記氏名漢字	457	国保資格取得日
400	平仮名氏名漢字	458	国保資格喪失日
401	変更後文字	459	国保退職被保又は被扶養者の別
402	変更後文字コード	460	国保退職該当年月日
403	変更項目フラグ	461	国保退職非該当年月日
404	変更前住定日	462	国民年金取得年月日
405	変更前文字	463	国民年金喪失年月日
406	変更前文字コード	464	国民年金受給者番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民基本台帳ファイル-5

465	後期高齢被保険者番号
466	後期高齢資格取得日
467	後期高齢資格喪失日
468	介護保険被保険者番号
469	介護保険取得日
470	介護保険資格喪失日
471	児童手当支給開始日
472	児童手当支給終了日
473	児童手当認定区分
474	宛名住所
475	宛名地番
476	宛名方書漢字
477	宛名郵便番号
478	異動事由コード'コード'短名称
479	業務ID
480	業務名
481	性別区分
482	続柄名称漢字
483	帳票ID
484	電話番号
485	抑止開始日
486	抑止区分
487	抑止終了日
488	個人番号
489	個人番号対応符号
490	団体内統合宛名番号
491	通知力一管理簿情報
492	旧氏姓
493	旧氏漢字

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 本人確認情報ファイル

1	住民票コード
2	漢字氏名
3	外字数(氏名)
4	ふりがな氏名
5	清音化かな氏名
6	生年月日
7	性別
8	市町村コード
9	大字・字コード
10	郵便番号
11	住所
12	外字数(住所)
13	個人番号
14	住民となった日
15	住所を定めた日
16	届出の年月日
17	市町村コード(転入前)
18	転入前住所
19	外字数(転入前住所)
20	続柄
21	異動事由
22	異動年月日
23	異動事由詳細
24	旧住民票コード
25	住民票コード使用年月日
26	依頼管理番号
27	操作者ID
28	操作端末ID
29	更新順番号
30	異常時更新順番号
31	更新禁止フラグ
32	予定者フラグ
33	排他フラグ
34	外字フラグ
35	レコード状況フラグ
36	タイムスタンプ
37	旧氏 漢字
38	旧氏 外字数
39	旧氏 ふりがな
40	旧氏 外字変更連番

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 送付先情報ファイル

1	送付先管理番号	41	氏名 漢字 外字数
2	送付先郵便番号	42	氏名 かな項目長
3	送付先住所 漢字項目長	43	氏名 かな
4	送付先住所 漢字	44	郵便番号
5	送付先住所 漢字 外字数	45	住所 項目長
6	送付先氏名 漢字項目長	46	住所
7	送付先氏名 漢字	47	住所 外字数
8	送付先氏名 漢字 外字数	48	生年月日
9	市町村コード	49	性別
10	市町村名 項目長	50	個人番号
11	市町村名	51	第30条の45に規定する区分
12	市町村郵便番号	52	在留期間の満了の日
13	市町村住所 項目長	53	代替文字変換結果
14	市町村住所	54	代替文字氏名 項目長
15	市町村住所 外字数	55	代替文字氏名
16	市町村電話番号	56	代替文字住所 項目長
17	交付場所名 項目長	57	代替文字住所
18	交付場所名	58	代替文字氏名位置情報
19	交付場所名 外字数	59	代替文字住所位置情報
20	交付場所郵便番号	60	外字フラグ
21	交付場所住所 項目長	61	外字パターン
22	交付場所住所	62	旧氏 漢字
23	交付場所住所 外字数	63	旧氏 外字数
24	交付場所電話番号	64	旧氏 ふりがな
25	カード送付場所名 項目長	65	旧氏 外字変更連番
26	カード送付場所名	66	ローマ字 氏名
27	カード送付場所名 外字数	67	ローマ字 旧氏
28	カード送付場所郵便番号		
29	カード送付場所住所 項目長		
30	カード送付場所住所		
31	カード送付場所住所 外字数		
32	カード送付場所電話番号		
33	対象となる人数		
34	処理年月日		
35	操作者ID		
36	操作端末ID		
37	印刷区分		
38	住民票コード		
39	氏名 漢字項目長		
40	氏名 漢字		

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	出時期に係る説
平成27年9月8日	I 基本情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	(新規追加)	・住基法第22条 ・番号法第9条第2項及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年9月8日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(新規追加)	「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年9月8日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	・市民課長 高見 哲司	・市民課長 福島 啓晃	事前	-
平成27年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4	(新規追加)	バックアップデータ遠隔地保管業務	事前	-
平成27年9月8日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5	(新規追加)	証明書コンビニ交付システム運用保守業務委託	事前	-
平成28年1月28日	I 基本情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(以下、住基法という)、又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 基本情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	(3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ②番号利用条例施行規則	事後	-
平成28年1月28日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)」(以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	事前	-
平成28年1月28日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (2)別表第二省令 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (2)別表第二省令 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3	(新規)	各自治体	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3-①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第14号	事前	-

平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3-② 提供先における用途	(新規)	番号法第19条第14号に基づき、委員会規則で定めるもの	事前	-
平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3-③ 提供する情報	(新規)	住民票関係情報であって、委員会規則で定めるもの	事前	-
平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3-④ 提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事前	-
平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3-⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	事前	-
平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3-⑥ 提供方法	(新規)	情報提供ネットワークシステム	事前	-
平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-提供先3-⑦ 時期・頻度	(新規)	特定個人情報の提供の求めがあった都度	事前	-
平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-移転先1	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める予定の条例に掲げる事務を実施する者	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める加古川市番号利用条例に掲げる事務を実施する者	事後	-
平成28年1月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-移転先1-② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める予定の条例に掲げる事務	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める加古川市番号利用条例に掲げる事務	事後	-
平成28年6月29日	Ⅰ 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの	事後	-
平成28年6月29日	基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1) 番号法 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (2) 別表第2省令 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 (3) 番号法 ・第19条第14号 ① 委員会規則 ・第2条	(1) 番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【情報照会の根拠】 ・なし (2) 別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 ・なし (3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ① 委員会規則 ・第2条	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-2. 基本情報-⑤ 保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月18日	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-2. 特定個人情報の入手・使用-⑤ 使用開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-移転先1	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める加古川市番号利用条例に掲げる事務を実施する者	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める番号利用条例に掲げる事務を実施する者	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-移転先1-② 移転先における用途	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める加古川市番号利用条例に掲げる事務	番号法第9条第1項別表第11に定める事務または同条第2項の規定により定める番号利用条例に掲げる事務	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-提供先1-① 法令上の根拠	・番号法第19条第9号の規定による条例を定める予定	・番号法第19条第9号の規定により定める番号利用条例	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)-2. 基本情報-⑤ 保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月19日	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手・使用-⑤ 使用開始日	平成27年6月1日	平成27年7月21日	事後	-
平成28年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-2. 基本情報-⑤ 保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月3日	事後	-
平成29年5月24日	Ⅰ 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第8号の規定により定めるとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)	事後	-
平成29年5月24日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-① 請求先	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	-

平成29年10月11日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-③手数料等	写しの交付(コピー)に要する費用[白黒 10円/1枚、カラー 30円/1枚]	写しの交付(コピー)に要する費用[白黒 10円/1枚、カラー 20円/1枚]	事後	-
平成30年7月19日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	・市民課長 福島 啓晃	・市民課長 尾家 浩之	事後	-
平成30年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転-移転先1	こども課、育児支援課、保育課、営繕・住宅課	家庭支援課、育児保健課、幼児保育課、住宅政策課	事後	-
平成30年7月19日	【1. 住民基本台帳ファイル、2. 本人確認情報ファイル、3. 送付先情報ファイル共通】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	【平成25年5月の事案】 <事故の内容> ・住民情報システムの利用権限のない職員が、システムの操作権限を持った職員から情報を手にいれ、調査会社の知人に伝えた。 <原因> ・公務員倫理意識が欠けていた。 ・情報管理に対する意識が低かった。 <影響> ・7件の住所情報が漏えいした。 <発生時の対応> ・加古川市情報セキュリティ対策本部会議を開催した後、住民情報システム利用課の所属長に対し、緊急研修を実施した。 ・全職員を対象に公務員倫理研修を実施した。 【平成26年11月の事案】 <事故の内容> ・職員の給与支給明細情報を誤って、一部の職員にメール送信した。 <原因> ・担当者の端末操作ミス <影響> ・職員1,854人分の給与支給明細情報が漏えいした。 <発生時の対応> ・該当者に対してお詫びの文書を送付した。	【平成29年11月の事案】 <事故の内容> ・メールを送信する際、誤って他の宛先が表示した状態で送信してしまった。 <原因> ・メール送信の宛先設定の際、種別をBCCに設定すべきところを誤ってTOで設定してしまった。 <影響> ・担当者のメールアドレス及び一部担当者氏名 142件 <発生時の対応> ・該当者に対して電話及びお詫びのメールを送付し、当該メールの削除を依頼した。 【平成30年5月の事案】 <事故の内容> ・市ホームページにて、氏名、住所及び生年月日等をPDFで黒塗りして公開していたが、一定の操作をすると黒塗りが解除できる状態だった。 <原因> ・文書をそのままPDF化したため、一定の操作をすると黒塗りを解除できる状態だった。 <影響> ・対象者の氏名、住所及び生年月日等 427件 <発生時の対応> ・文書を差し替えし、対象者に対して謝罪文書を送付した。	事後	-
平成30年7月19日	【1. 住民基本台帳ファイル、2. 本人確認情報ファイル、3. 送付先情報ファイル共通】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【平成25年5月の事案】 ・職場において職員倫理研修を実施している。 ・住民情報システム利用課の所属長に対しシステムの取扱いに関する研修を実施し、所属員に対しての研修を義務付けている。 ・住民情報システム操作記録について、適切な利用であったかの確認を行うため抜き取りチェックを行っている。 【平成26年11月の事案】 ・システム操作手順の見直しを含め事務の見直しを行った。	【平成29年11月の事案】 ・複数の宛先へのメール送信時の作業手順を見直し、個人情報の取扱いについても周知徹底した。 【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載方法について、周知徹底した。	事後	-
令和1年6月19日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	・市民課長 尾家 浩之	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	・課長	事後	-
令和1年6月19日	II ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥委託先名	・㈱日立製作所	・(株)日立システムズ	事後	-
令和1年6月19日	II ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5-⑥委託先名	・㈱日立製作所	・(株)日立システムズ	事後	-

令和1年6月19日	II ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	提供を行っている(56件)	提供を行っている(57件)	事後	-
令和1年6月19日	III リスク対策(プロセス)(住民基本台帳ファイル)-3. 特定個人情報の使用-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空白)	-	事後	-
令和1年6月19日	III リスク対策(プロセス)(本人確認情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク-その他の措置の内容	(空白)	-	事後	-
令和1年6月19日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-①請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	別紙1	(新規)	【提供先】 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) 【法令上の根拠(別表第二項番)】 74 【提供先における用途】 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和1年6月19日	別紙1	(新規)	【提供先】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 【法令上の根拠(別表第二項番)】 85の2 【提供先における用途】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和1年6月19日	別紙1	【提供先】 厚生労働大臣 【法令上の根拠(別表第二項番)】 117 【提供先における用途】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	別紙1	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(別表第二項番)】 120 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(別表第二項番)】 119 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和1年6月19日	別添2	(追加)	491 通知カード管理簿情報	事前	-
令和2年12月10日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	9. 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付	9. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、9. 「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	-

令和2年12月10日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム4-②システムの機能	4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム4-②システムの機能	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由-①事務実施上の必要性	3. 送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。 ・通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	3. 送付先情報ファイル ・市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。 ・個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。))又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。))により個人番号の利用を行うことができるとされているもの	(削除)	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	(2)住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ②番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	(削除)	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの	(削除)	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 【情報照会の根拠】 ・なし (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行われない)	事後	-

令和2年12月10日	I 関連情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(3) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	(削除)	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	図中の以下の文言。 「通知カード」	図中の以下の文言。 「個人番号通知書」	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	3-②統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。	3-②統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	3-⑤市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	3-⑤市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)	4-①4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4-①住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑧使用方法-情報の突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード、その他本人確認書類で突合を行う。	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	・住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	・住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根拠	・番号法第19条第9号の規定により定める番号利用条例	・番号法第19条第10号の規定により定める番号利用条例	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先3-①法令上の根拠	・番号法第19条第14号	・番号法第19条第16号	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先3-②提供先における用途	・番号法第19条第14号に基づき、委員会規則で定めるもの	・番号法第19条第16号に基づき、委員会規則で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	-
令和2年12月10日	別紙1	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(別表第二項番)】 8 【提供先における用途】 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(別表第二項番)】 8 【提供先における用途】 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	別紙1	(新規)	【提供先】 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 【法令上の根拠(別表第二項番)】 97 【提供先における用途】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	別紙1	【提供先】 独立行政法人日本学生支援機構 【法令上の根拠(別表第二項番)】 106 【提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 独立行政法人日本学生支援機構 【法令上の根拠(別表第二項番)】 106 【提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	別紙1	【提供先】 市町村長 【法令上の根拠(別表第二項番)】 116 【提供先における用途】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 市町村長 【法令上の根拠(別表第二項番)】 116 【提供先における用途】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-

令和2年12月10日	別紙1	(新規)	【提供先】 厚生労働大臣 【法令上の根拠(別表第二項番)】 117 【提供先における用途】 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	別紙1	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(別表第二項番)】 119 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】 都道府県知事 【法令上の根拠(別表第二項番)】 120 【提供先における用途】 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑧使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-②保管期間-その妥当性	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-2. 基本情報-③対象となる本人の範囲-その必要性	・番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。	・番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-2. 基本情報-③対象となる本人の範囲-その必要性	・市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	・市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-2. 基本情報-④記録される項目-主な記録項目	その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-2. 基本情報-④記録される項目-その妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があるため。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があるため。	事後	-

令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-③ 入手の時期・頻度	・使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	・個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑤ 本人への明示	・通知カード及び個人番号カード省令第35条に規定する通知カード・個人番号カード関連事務の委任について、広く周知する予定。	・個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑥ 使用目的	・通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	・個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑦ 使用の主体-使用者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑧ 使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-① 法令上の根拠	・通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	・個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-② 提供先における用途	・市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	・市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-⑦ 時期・頻度	・使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)	・個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	-

令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク-個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受付マニュアル及び本人確認に関する要領に基づき、届出の窓口において下記のような真正性確認を行う。 ①個人番号カードの提示を求める。 ②通知カード+官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、本市が適当と認めるものの提示を求める。 ③住基ネットまたは住民基本台帳により確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付マニュアル及び本人確認に関する要領に基づき、届出の窓口において下記のような真正性確認を行う。 ①個人番号カードの提示を求める。 ②住基ネットまたは住民基本台帳により確認を行う。 	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口は卓上パーテーションを設置し、且つ、モニターにはプライバシーフィルターを設置することにより覗き見を防止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口は、卓上パーテーション等により覗き見を防止している。 	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5: 不正な提供が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持ち出し持ち込みすることがないよう、警備員などにより確認している。 	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク-個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 	事後	-

令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク-リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅳその他のリスク対策-2. 従事者に対する教育・啓発-従事者に対する教育・啓発-具体的な方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	事後	-
令和2年12月10日	(別添2)-「1. 住民基本台帳ファイル」	(新規)	旧氏カナ 旧氏漢字	事後	-
令和2年12月10日	(別添2)-「2. 本人確認情報ファイル」	(新規)	旧氏 漢字 旧氏 外字数 旧氏 ふりがな 旧氏 外字変更連番	事後	-

令和2年12月10日	(別添2)「3. 送付先情報ファイル」	交付場所名 項目長 交付場所住所 外字数 交付場所電話番号 カード送付場所名 項目長 代替文字氏名 項目長	(削除)	事後	-
令和2年12月10日	(別添2)「3. 送付先情報ファイル」	(新規)	市町村電話番号 交付場所名 交付場所名 外字数 交付場所郵便番号 交付場所住所 項目長 交付場所住所 代替文字氏名 旧氏 漢字 旧氏 外字数 旧氏 ふりがな 旧氏 外字変更連番 ローマ字 氏名 ローマ字 旧氏	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)	(追加)	以下のシステムを追記。 ・住民基本台帳ネットワークシステム ・宛名管理システム 以下のシステムを【評価対象外】と明記。 ・戸籍電算システム ・国民健康保険システム ・国民年金システム ・選挙管理システム	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)	(追加)	⑮中間サーバーへの住民票関係情報の送付	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)-(備考)	① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届の届出又は戸籍の届出等を受け付ける。 ③ 住民基本台帳の更新(記載、削除又は修正)を行う。 ④ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(調査等)を行う。 ⑤ 転入の際に、相手市町村から転出証明書の情報を取得する。 また、転出の際に転出証明書情報を準備し、相手市町村からの要求により送信する。	※【】内はⅠ-1. ①-②に記載の事務の番号 ① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。【1】 ② 転入届、転居届、転出届、世帯変更届の届出又は戸籍の届出等を受け付ける。【2】 ③ 住民基本台帳の更新(記載、削除又は修正)を行う。【2】 ④ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(調査等)を行う。【3】 ⑤ 転入の際に、相手市町村から転出証明書の情報を取得する。 また、転出の際に転出証明書情報を準備し、相手市町村からの要求により送信する。【2】	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)-(備考)	⑥ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に転入通知を送信する。 また、転出先市町村から転入通知を受信する。 ⑦ 本籍地に戸籍附票記載事項通知を送信する。また、本籍人の附票記載事項通知を受信する。 ⑧ 外国人住民に関する住民票の記載等について法務省に通知する。 また、外国人住民に関する法務省通知を受信する。 ⑨ 本人又は同一の世帯に属する者の請求により住民票の写し等の各種証明証書を交付する。 また、転出届の際に転出証明書または転出証明書に準ずる証明書を交付する。	⑥ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に転入通知を送信する。 また、転出先市町村から転入通知を受信する。【4】 ⑦ 本籍地に戸籍附票記載事項通知を送信する。また、本籍人の附票記載事項通知を受信する。 ⑧ 外国人住民に関する住民票の記載等について法務省に通知する。 また、外国人住民に関する法務省通知を受信する。 ⑨ 本人又は同一の世帯に属する者の請求により住民票の写し等の各種証明証書を交付する。 また、転出届の際に転出証明書または転出証明書に準ずる証明書を交付する。【5】	事後	-

令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)-(備考)	<p>⑩ 住民票の記載事項に変更があった際に都道府県知事に通知する。 ⑪ 地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報の照会を行う。 ⑫ 住民からの請求に基づき住民票コードを変更する。 ⑬ 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付をする。 ⑭ 窓口等で個人番号カード等を用いた本人確認をする。</p>	<p>⑩ 住民票の記載事項に変更があった際に都道府県知事に通知する。【6】 ⑪ 地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報の照会を行う。【7】 ⑫ 住民からの請求に基づき住民票コードを変更する。【8】 ⑬ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付をする。【9】 ⑭ 窓口等で個人番号カード等を用いた本人確認をする。【10】 ⑮ 中間サーバーへ住民票関係情報を送付する。【11】</p>	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5-③他のシステムとの接続	各業務システム	証明書コンビニ交付システム、審査システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、障害福祉システム、自立支援システム、子ども子育て支援システム、予防接種システム(成人)、予防接種システム(未成年)、市営住宅管理システム、介護用品システム、国民健康保険システム、国民年金システム、児童扶養手当システム、母子保健システム、児童手当システム、医療助成システム、就学支援システム	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム6-③他のシステムとの接続	各業務システム(情報提供ネットワークシステムを利用する業務)	生活保護システム	事後	-
令和2年12月10日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム7-②システムの機能	8. セキュリティ管理機能 ・暗号化/復号化機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。	8. セキュリティ管理機能 ・暗号化/復号化機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	提供を行っている(57件)	提供を行っている(59件)	事後	-
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・住基ネットを通じての入手は、対象者以外の情報を入手できない仕組みとなっている。	・住基ネットを通じての入手は、必要な情報以外を入手できない仕組みとなっている。	事後	-

令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	・住民からの届出情報の入手は、窓口を限定して行っている。また、受付は、受付マニュアルに基づいて行っている。	・住民からの届出情報の入手は、窓口を限定して行っている。また、届出者が使用目的や届出に必要な項目が分かるよう、所定の届出書を使用している。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-3. 特定個人情報の使用-リスク2. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク-特定個人情報の使用の記録-具体的な方法	(追加)	・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法	(追加)	・実施体制に記載がある者しかアクセスできないように権限定している。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(追加)	・バックアップデータ遠隔地保管業務においては、記録媒体は施錠されたケースに入れ、鍵は委託先に渡さない取り決めになっている。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の消去ルール-ルール内容及びルール遵守の確認方法	(追加)	・バックアップデータ遠隔地保管業務においては、記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを取り扱う事はできない。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	・宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。また、端末で情報を利用した場合は、システムを操作した記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。	・宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。システムの更新内容がそのまま連携されるため、更新記録が庁内システムへの提供・移転の記録となり、記録は磁気ディスクに7年分保存する。また、端末で情報を利用した場合は、システムを操作した記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【平成29年11月の事案】 ・複数の宛先へのメール送信時の作業手順を見直し、個人情報の取扱いについても周知徹底した。	【平成29年11月の事案】 ・送信前の宛先確認、複数人への送信時の「BCC」設定の確認を徹底するよう指導した。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載方法について、周知徹底した。	【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載について、資料を紙で出力し、個人情報を黒塗りしたうえでスキャンし、PDFを作成するよう指導した。	事後	-

令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3: 目的外の入手が行われるリスク-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	・送付先情報の元となる本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 (※)送付先情報ファイルは、本人確認情報から作成される。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	・既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-3. 特定個人情報の使用-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	⑤電子記録媒体への書き出しは、業務上必要な場合に限り管理責任者の許可を得て処理する。	事後	-
令和2年12月10日	Ⅳその他のリスク対策-1. 監査-②監査-具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に外部監査を行うこととしている。	事後	-
令和3年9月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑤委託先名の確認方法	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・管財契約課窓口での閲覧	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	事後	-
令和3年9月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-⑤委託先名の確認方法	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・管財契約課窓口での閲覧	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	事後	-
令和3年9月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑤委託先名の確認方法	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・管財契約課窓口での閲覧	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	事後	-
令和3年9月14日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5-⑤委託先名の確認方法	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・管財契約課窓口での閲覧	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	事後	-
令和3年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	-

<p>令和3年9月14日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容</p>	<p>【平成29年11月の事案】 <事故の内容> ・メールを送信する際、誤って他の宛先が表示した状態で送信してしまった。 <原因> ・メール送信の宛先設定の際、種別をBCCに設定すべきところを誤ってTOで設定してしまった。 <影響> ・担当者のメールアドレス及び一部担当者氏名 142件 <発生時の対応> ・該当者に対して電話及びお詫びのメールを送付し、当該メールの削除を依頼した。</p> <p>【平成30年5月の事案】 <事故の内容> ・市ホームページにて、氏名、住所及び生年月日等をPDFで黒塗りして公開していたが、一定の操作をすると黒塗りが解除できる状態だった。 <原因> ・文書をそのままPDF化したため、一定の操作をすると黒塗りを解除できる状態だった。 <影響> ・対象者の氏名、住所及び生年月日等 427件 <発生時の対応> ・文書を差し替えし、対象者に対して謝罪文書を送付した。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事後</p>	<p>-</p>
<p>令和3年9月14日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容</p>	<p>【平成29年11月の事案】 ・送信前の宛先確認、複数人への送信時の「BCC」設定の確認を徹底するよう指導した。</p> <p>【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載について、資料を紙で出力し、個人情報を黒塗りしたうえでスキャンし、PDFを作成するよう指導した。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事後</p>	<p>-</p>
<p>令和3年9月14日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生あり]</p>	<p>[発生なし]</p>	<p>事後</p>	<p>-</p>
<p>令和3年9月14日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容</p>	<p>【平成29年11月の事案】 <事故の内容> ・メールを送信する際、誤って他の宛先が表示した状態で送信してしまった。 <原因> ・メール送信の宛先設定の際、種別をBCCに設定すべきところを誤ってTOで設定してしまった。 <影響> ・担当者のメールアドレス及び一部担当者氏名 142件 <発生時の対応> ・該当者に対して電話及びお詫びのメールを送付し、当該メールの削除を依頼した。</p> <p>【平成30年5月の事案】 <事故の内容> ・市ホームページにて、氏名、住所及び生年月日等をPDFで黒塗りして公開していたが、一定の操作をすると黒塗りが解除できる状態だった。 <原因> ・文書をそのままPDF化したため、一定の操作をすると黒塗りを解除できる状態だった。 <影響> ・対象者の氏名、住所及び生年月日等 427件 <発生時の対応> ・文書を差し替えし、対象者に対して謝罪文書を送付した。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事後</p>	<p>-</p>
<p>令和3年9月14日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容</p>	<p>【平成29年11月の事案】 ・複数の宛先へのメール送信時の作業手順を見直し、個人情報の取扱いについても周知徹底した。</p> <p>【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載方法について、周知徹底した。</p>	<p>(削除)</p>	<p>事後</p>	<p>-</p>

令和3年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	-
令和3年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-内容	<p>【平成29年11月の事案】</p> <p><事故の内容> ・メールを送信する際、誤って他の宛先が表示した状態で送信してしまった。</p> <p><原因> ・メール送信の宛先設定の際、種別をBCCに設定すべきところを誤ってTOで設定してしまった。</p> <p><影響> ・担当者のメールアドレス及び一部担当者氏名 142件</p> <p><発生時の対応> ・該当者に対して電話及びお詫びのメールを送付し、当該メールの削除を依頼した。</p> <p>【平成30年5月の事案】</p> <p><事故の内容> ・市ホームページにて、氏名、住所及び生年月日等をPDFで黒塗りして公開していたが、一定の操作をすると黒塗りが解除できる状態だった。</p> <p><原因> ・文書をそのままPDF化したため、一定の操作をすると黒塗りを解除できる状態だった。</p> <p><影響> ・対象者の氏名、住所及び生年月日等 427件</p> <p><発生時の対応> ・文書を差し替えし、対象者に対して謝罪文書を送付した。</p>	(削除)	事後	-
令和3年9月14日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	<p>【平成29年11月の事案】</p> <p>・複数の宛先へのメール送信時の作業手順を見直し、個人情報の取扱いについても周知徹底した。</p> <p>【平成30年5月の事案】</p> <p>・個人情報を含む資料の掲載方法について、周知徹底した。</p>	(削除)	事後	-
令和3年9月14日	Ⅴ開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-①請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当 079-427-9132(直通)	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)	事後	-
令和3年9月14日	Ⅴ開示請求、問合せ-2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-①連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 市民部 市民課 079-427-9185	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 市民協働部 市民課 079-427-9185	事後	-

令和3年9月14日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(省略) 番号法第19条 第7号	(省略) 番号法第19条 第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和4年7月25日	I 基本情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (省略) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) (省略)	2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (省略) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) (省略)	事後	-
令和4年7月25日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (省略)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (省略)	事後	-
令和4年7月25日	I 基本情報-(別添1)事務の内容	「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ) (図)⑪住民票コードの変更申請	「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ) (図)⑫住民票コードの変更申請	事後	-
令和4年7月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元	国民健康保険課、介護保険課、医療助成年金課、こども課、選挙管理委員会	国民健康保険課、介護保険課、医療助成年金課、家庭支援課、選挙管理委員会	事後	-
令和4年7月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑥委託先名	・マンパワーグループ(株)	・(株)マイズ	事後	-
令和4年7月25日	II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑤本人への明示	・市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	・市町村CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6(本人確認情報の通知及び記録)に記載されている。	事後	-

令和4年7月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク4. 入手の際に特定個人情報が入り、紛失するリスク-リスクに対する措置の内容	(省略) ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・住基ネットからの本人確認情報等の入手は、通信経路が限定されており漏えい・紛失を防止している。 (省略)	(省略) ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。 ・住基ネットからの本人確認情報等の入手は、通信経路が限定されており漏えい・紛失を防止している。 (省略)	事後	-
令和4年7月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<当市における措置> ・シンククライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 (省略)	<当市における措置> ・シンククライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。 (省略)	事後	-
令和4年7月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1. 目的外の入手が行われるリスク-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 (省略)	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 (省略)	事後	-
令和4年7月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク-手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 (省略)	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 (省略)	事後	-
令和4年7月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(送付先情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク1. 目的外の入手が行われるリスク-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 (省略)	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 (省略)	事後	-
令和4年7月25日	Ⅳその他のリスク対策-2. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	<当市における措置> ・職員に対して、年1回、特定個人情報の取扱いに関する研修を実施することとしている。 ・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記するとともに、委託社員一人ひとりから秘密保持に関する誓約書をさせるなどの対策を講じている。 ・個人情報保護を担保している。 (省略)	<当市における措置> ・職員に対して、年1回、特定個人情報の取扱いに関する研修を実施することとしている。 ・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記するとともに、委託社員一人ひとりから秘密保持に関する誓約書を提出させるなどの対策を講じている。 ・個人情報保護を担保している。 (省略)	事後	-
令和5年12月21日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク2. 不適切な方法で入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	・住民からの届出情報の入手は、窓口を限定して行っている。また、届出者が使用目的や届出に必要な項目が分かるよう、所定の届出書を使用している。 ・住基ネットからの本人確認情報等の入手は、CSサーバーとの通信に限定しているため、不適切な入手が行われない仕組みとなっている。 ・庁内からの介護保険情報等の入手は、庁内連携システムにて、接続可能なシステムを予め登録し、許可されたシステムに限定した入手方法とすることで、対象外のシステムからの入手が行われないようにしている。	・住民からの届出情報の入手は、窓口や郵送等で行っている。また、届出者が使用目的や届出に必要な項目が分かるよう、所定の届出書を使用している。 ・住基ネットからの本人確認情報等の入手は、CSサーバーとの通信に限定しているため、不適切な入手が行われない仕組みとなっている。 ・庁内からの介護保険情報等の入手は、庁内連携システムにて、接続可能なシステムを予め登録し、許可されたシステムに限定した入手方法とすることで、対象外のシステムからの入手が行われないようにしている。	事後	-